

議案第 5 2 号

杉並区立すぎなみ環境情報館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立すぎなみ環境情報館条例の一部を改正する条例
杉並区立すぎなみ環境情報館条例（平成 1 6 年杉並区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区立環境活動推進センター条例

本則（第 1 条及び第 3 条を除く。）中「環境情報館」を「センター」に改める。

第 1 条中「杉並区立すぎなみ環境情報館（以下「環境情報館」を「杉並区立環境活動推進センター（以下「センター」に、「杉並区荻窪五丁目 1 5 番 1 3 号」を「杉並区高井戸東三丁目 7 番 4 号」に改める。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改め、同条を第 5 条とし、第 7 条から第 1 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立環境活動推進センター条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める施設の利用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 杉並区行政財産使用料条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 中（1 6）を削り、（1 7）を（1 6）とする。
- 4 杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年杉並区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち杉並区行政財産使用料条例附則に2項を加える改正規定中「(16)」を「(15)」に改める。

第2条のうち杉並区行政財産使用料条例附則の次に附則別表として4表を加える改正規定中

「(15) すぎなみ環境情報館 (登録団体使用料)

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎなみ環境情報館	環境学習室	洋室	57.7	700円	400円	400円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(16) 郷土博物館 (登録団体使用料)

を「(15) 郷土博物館 (登録団体使用料)」に、

「(15) すぎなみ環境情報館 (登録団体使用料)

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎなみ環境情報館	環境学習室	洋室	57.7	900円	500円	500円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(16) 郷土博物館 (登録団体使用料)

を「(15) 郷土博物館 (登録団体使用料)」に改める。

第2条のうち杉並区行政財産使用料条例別表第2の改正規定中

「(15) すぎなみ環境情報館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎなみ環境情報館	環境学習室	洋室	57.7	1,100円	700円	700円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(16) 郷土博物館

を「(15) 郷土博物館」に改める。

- 5 杉並区立消費者センター条例(昭和47年杉並区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「、杉並区立荻窪北児童館及び杉並区立すぎなみ環境情報館」を「及び杉並区立荻窪北児童館」に改める。

- 6 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例(昭和45年杉並区条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表2付記中「及び杉並区立すぎなみ環境情報館」を削る。

(提案理由)

すぎなみ環境情報館の名称及び位置を改める等の必要がある。

杉並区立すぎなみ環境情報館条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<u>杉並区立環境活動推進センター条例</u>	<u>杉並区立すぎなみ環境情報館条例</u>
(設置)	(設置)
第1条 区民一人ひとりの環境に配慮した行動を推進するため、 <u>杉並区立環境活動推進センター</u> （以下「センター」という。）を <u>杉並区高井戸東三丁目7番4号</u> に設置する。	第1条 区民一人ひとりの環境に配慮した行動を推進するため、 <u>杉並区立すぎなみ環境情報館</u> （以下「環境情報館」という。）を <u>杉並区荻窪五丁目15番13号</u> に設置する。
(事業)	(事業)
第2条 <u>センター</u> は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。	第2条 <u>環境情報館</u> は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) <u>センター</u> の施設の利用に関すること。	(5) <u>環境情報館</u> の施設の利用に関すること。
(6) 略	(6) 略
	<u>(施設の複合的利用)</u>
	第3条 <u>区長は、環境情報館、杉並区立消費者センター及び杉並区立荻窪北児童館の施設について、複合的施設として相互の効率的利用を図るものとする。</u>
(利用の手続等)	(利用の手続等)
第3条 <u>センター</u> の規則で定める施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより区長に申請し、その	第4条 <u>環境情報館</u> の規則で定める施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより区長に申請し、その

承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

(1)～(3) 略

(4) センター の管理上支障があるとき。

(使用料)

第4条 センター の使用料は、無料とする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の規定による利用の承認を受けたものは、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第6条 センター の施設を利用するもの（以下「利用者」という。）は、センター の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用の承認の取消し等)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センター の施設の利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 災害その他の事故によりセンタ

承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 環境情報館 の管理上支障があるとき。

(使用料)

第5条 環境情報館 の使用料は、無料とする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定による利用の承認を受けたものは、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第7条 環境情報館 の施設を利用するもの（以下「利用者」という。）は、環境情報館 の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用の承認の取消し等)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、環境情報館 の施設の利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 災害その他の事故により環境情

<p><u>一</u>の施設の利用ができなくなったとき。</p>	<p><u>報館</u>の施設の利用ができなくなったとき。</p>
<p>(4) 略 (原状回復の義務)</p>	<p>(4) 略 (原状回復の義務)</p>
<p><u>第8条</u> 利用者は、<u>センター</u>の施設の利用を終了したときは、速やかに施設の利用部分を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用を停止され、又は利用の承認を取り消されたときも同様とする。</p>	<p><u>第9条</u> 利用者は、<u>環境情報館</u>の施設の利用を終了したときは、速やかに施設の利用部分を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用を停止され、又は利用の承認を取り消されたときも同様とする。</p>
<p>(損害賠償の義務)</p>	<p>(損害賠償の義務)</p>
<p><u>第9条</u> 利用者は、<u>センター</u>の施設及び設備に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p>	<p><u>第10条</u> 利用者は、<u>環境情報館</u>の施設及び設備に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p><u>第10条</u> 略</p>	<p><u>第11条</u> 略</p>

附則第4項による改正（杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>第2条 杉並区行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。</p>	<p>第2条 杉並区行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>附則に次の2項を加える。</p>	<p>附則に次の2項を加える。</p>

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における使用料は、第2条並びに別表第2(4)、(5)、(7)、(8)、(12)及び(15)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) 略

6 略

附則の次に附則別表として次の4表を加える。

附則別表第1 (附則第5項関係) 略

附則別表第2 (附則第5項関係) 略

附則別表第3 (附則第6項関係)

(1)～(14) 略

(15) 郷土博物館 (登録団体使用料)

略

附則別表第4 (附則第6項関係)

(1)～(14) 略

5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間における使用料は、第2条並びに別表第2(4)、(5)、(7)、(8)、(12)及び(16)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) 略

6 略

附則の次に附則別表として次の4表を加える。

附則別表第1 (附則第5項関係) 略

附則別表第2 (附則第5項関係) 略

附則別表第3 (附則第6項関係)

(1)～(14) 略

(15) すぎなみ環境情報館 (登録団体使用料)

略

付記 略

(16) 郷土博物館 (登録団体使用料)

略

附則別表第4 (附則第6項関係)

(1)～(14) 略

(15) すぎなみ環境情報館 (登録団体使用料)

<p>(15) <u>郷土博物館（登録団体使用料）</u> 略</p> <p>別表第2を次のように改める。 別表第2（第2条関係） (1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>郷土博物館</u> 略</p>	<p>略</p> <p>付記 略</p> <p>(16) <u>郷土博物館（登録団体使用料）</u> 略</p> <p>別表第2を次のように改める。 別表第2（第2条関係） (1)～(14) 略 (15) <u>すぎなみ環境情報館</u></p> <p>略</p> <p>付記 略</p> <p>(16) <u>郷土博物館</u> 略</p>
---	---

附則第5項による改正（杉並区立消費者センター条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(施設の複合的利用)</p> <p>第2条の2 区長は、消費者センター及び杉並区立荻窪北児童館 _____の施設について、複合的施設として相互の効率的利用を図るものとする。</p>	<p>(施設の複合的利用)</p> <p>第2条の2 区長は、消費者センター、<u>杉並区立荻窪北児童館及び杉並区立すぎなみ環境情報館</u>の施設について、複合的施設として相互の効率的利用を図るものとする。</p>